

国際農業開発基金（IFAD）の概要

令和元年9月
外務省地球規模課題総括課

1. 設立経緯

- (1) 1974年11月、イタリア・ローマにおいて開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な追加的資金調達のため、国際農業開発基金（IFAD=International Fund for Agricultural Development）設立構想が、イラン、ベネズエラ等の産油国の提唱により決議された。これには石油危機後のオイル・マネー還元策の一環という側面があり、必要資金は産油国と先進国の負担を同等に近いものにすることが了解された（その後産油国の負担は漸減）。
- (2) 1976年6月の全権会議において設立協定が採択、同年12月に署名開放要件となる10億ドルの拠出誓約額目標が達成され、翌1977年11月の協定発効を経て、1978年より本部（ローマ）における業務を開始した。
- (3) なお、国連との連帯協定が1977年の国連総会にて採択されたことにより、IFADは第15番目の国連専門機関となった。

2. 設立目的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供する。（設立協定第二条）

3. 加盟資格

加盟資格は、(1) 国連又はそのいずれかの専門機関、もしくは(2) 国際原子力機関、の加盟国に与えられる（設立協定第三条）。2019年7月現在の加盟国は177カ国で、設立協定上、リストA（先進国）27ヶ国、リストB（産油国）12ヶ国、リストC（受益国）137ヶ国に分けられている。（2019年2月の第43回総務会においてポーランドが非原加盟国として加盟。）

4. 資金規模

活動の原資となる資金は、加盟国からの資金拠出に依っており、近年は3年に1度増資協議が開催され、以降3年間のプログラム目標やドナーの拠出規模等が決定されている。

（成立年）	事業総額	拠出目標額	我が国拠出額	比率
当初拠出（1977年）	—	10億ドル	5,500万ドル	5.5%
第1次増資（1981年）	11億8,050万ドル	12億7,000万ドル	6,021万ドル	4.7%
第2次増資（1984年）	8億7,990万ドル	5億ドル	2,677万ドル	5.4%
第3次増資（1989年）	9億6,430万ドル	5億6,630万ドル	3,977万ドル	7.0%
第4次増資（1997年）	13億2,180万ドル	6億ドル	3,799万ドル	6.3%
第5次増資（2001年）	13億5,000万ドル	5億6,900万ドル	3,000万ドル	5.3%
第6次増資（2003年）	15億1,300万ドル	5億6,000万ドル	3,000万ドル	5.4%
第7次増資（2006年）	19億7,000万ドル	7億2,000万ドル	3,300万ドル	4.6%
第8次増資（2009年）	30億ドル	12億ドル	6,000万ドル	5.0%
第9次増資（2012年）	29億5,000万ドル	15億ドル	7,500万ドル	5.0%
第10次増資（2015年）	30億ドル	13億5,268万ドル	5,700万ドル	4.2%
第11次増資（2018年）	35億ドル	12億ドル	5,730万ドル	4.8%

※第11次増資の我が国拠出額は誓約ベース

5. 組織

(1) 総務会（Governing Council）

最高意思決定機関。加盟国が任命する総務、総務代理により構成。年1回開催。我が国総務は駐イタリア大使、総務代理は財務省大臣官房審議官。

総務会の総票数は加盟国に均等に配分される部分と、拠出規模によって配分される部分からなる。

議長：オランダ、副議長：アルゼンチン、インドネシア。いずれも任期2年（2018-2019）。

(2) 理事会 (Executive Board)

総務会に代わり業務運営につき意思決定を行う機関。理事会は、総務会において加盟国の中から選出される18の理事国及び18以下の代理理事国により構成。年3回開催。

(参考) 理事国の構成 (2018-2020年)

リストA 8か国(代理)：加(フィンランド)、仏(ベルギー)、独(スイス)、伊(ギリシャ)、日(デンマーク)、ノルウェー(スウェーデン)、英(オランダ)、米(スペイン)

リストB 4か国(代理)：クウェート(アラブ首長国連邦)、ナイジェリア(カタール)、サウジアラビア(インドネシア)、ベネズエラ(アルジェリア)

リストC 6か国(代理)：2018 カメルーン(エジプト)、2018 ケニア(アンゴラ)、2019-2020 アンゴラ(ケニア)、2019-2020 エジプト(カメルーン)、中国(韓国)、インド(2018-2019 パキスタン・2020 バングラデシュ)、ブラジル(アルゼンチン)、メキシコ(ドミニカ共和国)

(3) 総裁 (President)

事務局の最高責任者。総務会において、総票数の3分の2以上の多数による議決で任命される。任期は4年で、1期に限り再任され得る。現総裁はジルベール・F・ウングボ氏(トーゴ人、元ILO事務局次長、元トーゴ首相)。2017年2月の総務会において選出され、2017年4月1日よりIFADにて勤務開始。事務局は副総裁1名(コーネリア・リッチャー氏(ドイツ国籍))、総裁補(Associate-President)5名、以下職員数610名(2018年12月末現在)

6. 我が国との関係

(1) 原加盟国として1976年6月に設立協定に署名。翌1977年4月に批准。

(2) 我が国の拠出シェア(第11次増資までの通常累計拠出：実績額ベース)は、米(12.0%、9.7億ドル)、に次ぎ第2位(7.1%、5.7億ドル)(2018年12月末現在)。

(3) 第11次増資の拠出目標額(12億ドル)に占める我が国誓約額(5,730万ドル)の割合は、蘭(7.16%)、中(6.75%)、英(6.19%)、独(6.05%)、伊(5.55%)、スウェーデン(4.98%)、加(4.83%)、に次ぎ第8位(4.78%)。米は3000万ドルプレッジ(2019年5月第126回理事会現在)。

(4) 邦人職員6名(2019年8月末現在)

7. 業務

(1) 融資及び無償資金の供与

中心となる融資分野は、気候変動対策、農村金融、バリューチェーン開発、農業技術や生産性の改善、自然資源や生物多様性、生産者組合支援、農村事業者支援、技術開発やスキル向上の8分野。融資は信用が重要であるため、ソブリン(国、政府)向け。また、無償資金供与は、主として融資プロジェクトの実現可能性調査に向けられ、ノンソブリン(民間の調査専門機関等)向け。

(2) 融資条件

償還期間、金利により高譲許的条件(債務免除の枠組みであるDSFグラントを含む)、ブレンド条件、通常条件に分類され、各々IDA(国際開発協会)、IBRD(国際復興開発銀行)中間、IBRD通常(前年下半期)の条件に準ずる。また、融資のうち、およそ3分の2以上は譲許的条件でなくてはならない。

融資タイプ	満期期間(年)	据置期間(年) ※満期期間に 含まれる	金利(%)	手数料(%)	無償資金要素 (%)
グラント	—	—	—	—	100

譲許的条件	4 0	1 0	—	0. 7 5	6 5
ブレンド条件	2 5	およそ 5	1. 2 5	0. 7 5	5 0
通常条件	1 5－1 8	およそ 3	市場金利考慮	—	1 6

(3) 業務実績 (2018 年度年次報告による)

(業務全般承認実績)

単位：百万ドル

年度		2014	2015	2016	2017	2018	1978-2016
貸付 (a)	承認件数	26	37	22	34	28	1,095
	承認額	625. 8	1,143. 4	703. 7	1276. 2	1121. 3	19,363. 6
無償 (b)	承認件数	64	70	53	56	49	2,843
	承認額	50. 6	73. 6	56. 9	61. 6	67. 8	1,230. 0
総額 (a)+(b)		676. 4	1,217. 0	760. 6	1,337. 8	1189. 1	20,593. 6

(通常プログラム地域別支出実績)

単位：百万ドル

年度	2014	2015	2016	2017	2018	1979-2017
西・中央アフリカ	82. 5	81. 0	80. 5	89. 4	100. 0	1,740. 2
東・南アフリカ	99. 2	99. 2	111. 8	189. 0	149. 4	2,336. 4
アジア・太平洋	180. 8	201. 6	230. 6	197. 3	216. 8	4,095. 2
中南米	63. 4	51. 2	62. 9	72. 1	86. 5	1,709. 6
中東・北アフリカ※	59. 7	53. 6	53. 1	83. 2	74. 1	1,804. 4
合計	485. 6	486. 6	538. 9	631. 0	626. 8	11,685. 8

※ 旧ソ連、中・東欧を含む。